

報告番号	※	第	号
------	---	---	---

主 論 文 の 要 旨

論文題目

ウズベキスタン倒産法における否認権の行使に関する諸問題
～日本及びロシア倒産法制度との比較を中心に～

氏 名

RASULOV Muhammadjon

論 文 内 容 の 要 旨

本研究の目的は、ウズベキスタン倒産法における否認権の行使に関する諸問題を検討することである。否認権とは、倒産手続開始前に行われた、全債権者の財産権を侵害する債務者の詐害行為または債権者間の平等の原則を侵害する偏頗行為を、倒産手続において無効とする制度である。上述した否認権の定義から、否認制度の対象が倒産手続開始前の詐害行為または偏頗行為であることが分かる。つまり、倒産手続開始前に行われた債務者の全ての行為が否認制度の対象となるわけではない。否認の対象となる行為とならない行為を、当該行為がなされた時期と行為の性質によって分類することができる。まず、行為の時期についていえば、倒産手続開始時点から相当前になされた行為は、倒産手続との関係が薄いため、倒産手続の開始を理由にそれを否認するのは適切ではない。また、当該行為の相手方の地位が不安定になり、取引の安全に支障を生じさせる。そのため、倒産手続開始前の行為の時期を区切る必要がある。

ウズベキスタン、ロシア及び日本の倒産法制度では、倒産手続開始原因が「支払不能」とされている。ただし、債務者の支払不能状態は、倒産手続開始時に発生するのではなく、その前に発生することが多い。したがって、その支払不能の発生時点から債務者の財産管理処分権が制限されるべきであると考えられ、当該支払不能発生時点以降になされた債務者の法律行為が否認の対象とされている。また、支払不能後の行為の中でも、例外的に否認の対象とならない行為がある。それは、経済的に困難な状況に陥った債務者が担保契約を締結して、その事業再建のために融資を受ける場合である。この場合における担保契約を否認制度の対象とすれば、債務者の倒産手続開始前の債権が困難になり、その債務者の事業再建に融資する債権者もいなくなる。上述したように、否認対象行為の範囲を区切る際、細やかな配慮が必要とされるのではあるが、それは、ウズベキスタン倒産法制度においてどうなっているのだろうか。

また、否認対象行為が倒産手続開始前に行われるため、その行為の相手方が債務者の支払い不能状態について知らない場合がありうる。ロシア及び日本の倒産法制度では、当該善意の相手方の権利を保護する手段として、否認の主観的要件が定められている。すなわち、債務者のある行為が支払不能後の否認対象行為であっても、当該行為の相手方が債務者の支払不能状態について知らなかった場合

には、当該行為が否認されない。これは、善意の相手方の権利を保護する手段であり、これによって取引の安全が保護されるのである。では、債務者の法律行為の否認を定めているウズベキスタン倒産法制度では、相手方の権利が如何に保護されているのであろうか。

否認制度のもう一つの課題は、否認権行使の効果である。否認権行使の債務者に関する効果として、債務者の受領したものが全て倒産財団に返還されるが、相手方に関する効果は、当該相手方の権利を侵害する恐れがある。債務者の行為が否認される際の相手方の権利は、否認の主観的要件によって保護されるが、行為が否認された後の相手方の権利は、その相手方の反対給付が如何に処理されるかによる。日本の破産法は、否認対象行為の相手方の反対給付に関する債権を、他の債権に比べて優先的に取り扱っている。つまり、相手方の反対給付が破産財団に現存する場合には、当該反対給付に関する相手方の取戻権を定め、現存しない場合でも当該反対給付に基づく債権を財団債権として優先的に弁済している。しかし、ウズベキスタン及びロシアの倒産法制度では、否認対象行為の相手方の反対給付が倒産財団に組み入れられ、相手方がその反対給付の返還を債権弁済順位にしたがって受けることになっている。債務者の相手方が行った法律行為が否認され、相手方は債務者から受領したものを全て返還するが、自己の反対給付を受けられない場合がある。

ウズベキスタン倒産法制度は、上述した否認対象行為の範囲と時期、債権者の権利と取引安全の調整手段である否認権の主観的要件及び否認権行使の効果等の否認権の実体法的事項に関し、問題を有している。また、否認権を行使するにあたって、それぞれの倒産手続における否認権の行使や否認事件の審理等に関する手続的な問題が残っている。そのため、①否認対象行為の範囲と時期、②否認の要件、③否認権行使の効果、④否認権行使の手続的問題の検討を本研究の課題として設定した。本研究の構成としては、まず、第1章の「はじめに」では、本研究の重要性や比較対象としてロシア及び日本の倒産法制度を選んだ理由について述べ、研究課題の検討順位を紹介した。次に、第2章から、研究課題として設定した事項を、ウズベキスタン、ロシア、及び日本の倒産法制度の順に検討した。

第2章では、まず、ウズベキスタン法制度における倒産法の制定過程とウズベキスタンの法制度全体における地位や役割を分析し、その歴史や現在までの経緯について説明した。次に、倒産手続に係わる機関等、再建型倒産手続及び清算型倒産手続について述べ、ウズベキスタン倒産法制度の概要を紹介した。続いて、倒産手続における債務者の法律行為の否認について分析し、当該制度の概要や目的について考察した。ウズベキスタン倒産法の定める否認制度においては、法律行為の無効に関する民法の規定も適用することができるため、まず民法の規定に基づく法律行為の無効認定について検討し、次に、倒産法の定める否認の特別事由について検討した。検討の結果、ウズベキスタン倒産法第103条の定める否認制度は、否認対象行為の範囲やその否認対象行為の相手方の範囲を限定していることが分かった。同法第103条は、否認の特別事由とともに、法律行為の無効を定める民法の規定の適用可能性を定めているため、否認制度の問題が当該民法の規定の適用により解決されると思われるかもしれないが、民法の規定は、日本の民法の「詐害行為取消権」のような条文を設けていない。結局、債務者の詐害行為または偏頗行為が、倒産法の定める否認制度の対象にも、法律行為の無効を定める民法の規定の対象にもならず、有効のままになってしまっている。次に、否認事件の倒産手続における審理に関する問題を取り上げ、否認事件の管轄裁判所や債権者による否認権行使の問題について指摘した。最後に、小括としてウズベキスタン倒産法制度と否認制度の概要及び諸問題をまとめ、

ウズベキスタン倒産法の元となった、モデル倒産法に基づいて制定されているロシア倒産法制度及びその定める否認制度の検討に移った。

第3章では、まず、ロシア倒産法制度の概要を紹介し、現行倒産法に至るまでの経緯について述べた。次に、倒産法制度の定める各倒産手続の概要や倒産事件の解決に係わる機関等を紹介した。その後、ロシアの2002年倒産法の定める否認制度と2009年の倒産法改正後の否認制度を、それぞれ分析した。ロシアの2002年倒産法は、債務者の法律行為の否認について、ウズベキスタン現行倒産法と同じ規定を設けていた。また、2002年ロシア倒産法は、法律行為の無効に関する民法の規定の倒産手続における適用可能性を定めており、その点はウズベキスタン現行倒産法と同様であった。2002年ロシア倒産法は、否認の特別事由に関し、ウズベキスタン倒産法が有する否認対象行為の範囲や相手方の範囲に関する問題と同様の問題を有していた。したがって、実務では倒産法の定める否認の特別事由に基づく否認制度がほとんど利用されておらず、債務者の法律行為をロシア民法典の規定に基づいて無効とする傾向が強かった。特に、財産の廉価売却のような債権者の財産権を侵害する詐害行為の無効の請求は、架空及び仮装の法律行為の無効を定めるロシア民法典第170条に基づいて提起されていたが、裁判官は、多くの場合、所有権の自由及び契約の自由原則に基づき、当該廉価売却行為の無効請求を棄却していた。ロシアの法学者の間でも否認制度の問題がしばしば指摘された結果、2009年に、倒産法における否認制度が改正されることになった。現在、ロシアの2009年改正倒産法は、債務者の詐害行為及び偏頗行為を別々に定めており、各否認類型の要件として否認対象行為の範囲、その対象行為がなされた時期や主観的要件を詳しく規定している。ただし、詐害行為の否認の特則を定める第61条の2第1項偏頗行為の否認の特則を定める第61条の3第2項における相手方の権利が十分に保護されていないという問題が残っている。また、ロシア現行倒産法の分析を通じ、否認権の行使の効果や否認権行使の手続的な問題が解決されていないことを明らかにした。最後に、小括としてロシア倒産法の概要及びその否認制度の現状と残っている問題点をまとめ、日本の倒産法制度の紹介に移った。

第4章においては、日本の倒産法制度、及びこれの定める否認制度について紹介した。日本の倒産法制度は、民事再生法、会社更生法や破産法等の独立した複数の法律からなっており、それぞれの法律が債務者の行為の否認を規定している。ただし、否認事由や要件はそれぞれ共通するため、破産法の定める否認制度を中心に考察した。破産法第160条は、詐害行為の否認を定めている。同条は、①債権者を害する目的で行われた詐害行為、②詐害的債務消滅行為、③無償行為の否認の対象行為、当該行為の時期、相手方の範囲等を明確に規定している。また、第161条は、適正価格による財産の売却行為の厳しい要件下での否認を定めている。次に、第162条の定める偏頗行為の否認を紹介し、原則として支払不能後の偏頗行為が否認の対象となり、例外として支払不能前の30日以内に行われた破産者の義務に属さないまたはその時期が破産者の義務に属さない行為が否認されることが分かった。最後に、小括として日本の倒産法制度全体の概要と否認制度の紹介をまとめ、ウズベキスタン、ロシア及び日本の倒産法制度全体及びその否認制度の比較に移った。

第5章では、これまでに分析してきたウズベキスタン、ロシア、日本という三カ国の倒産法制度及びその定める否認制度の比較を行い、その比較・分析から明らかにした点に基づき、ウズベキスタン及びロシア倒産法制度への提案を検討した。提案は、以下のようにまとめられる。

- 1) 否認対象行為の時期の出発点を「倒産手続開始時点」からその前の「支払停止時点」に変更し、原則としてその支払停止後の詐害行為及び偏頗行為の否認を認めること。
- 2) 前述の原則の例外として、特に債権者の権利を侵害する目的で行われた、支払停止前の詐害行為及び偏頗行為の否認を認めること。
- 3) 否認対象行為の相手方の権利の保護手段として、否認の主観的要件や否認権行使の効果を明確に定めること。
- 4) 否認対象行為の相手方が債務者の内部者である場合、否認の証明責任の転換を規定すること。

最後に、「終わりに」では本研究で明らかになったことや指摘してきた問題の解決に関する提案等をまとめ、ウズベキスタン倒産法制度がその提案にしたがって改正された場合に、否認権を効率よく行使でき、債権者の権利と取引の安全の調整が可能になることを指摘した。また、本研究で取り上げなかった、ウズベキスタン倒産法の定める否認権のこれからの課題について述べ、本研究を終了した。